

## 東日本大震災からの復旧・復興に関する重点提言

東日本大震災からのすみやかな復旧・復興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 震災からの復興を成し遂げるために必要な事業について、復興の進捗に応じ、復興交付金や震災復興特別交付税などの財源を確実に措置するとともに、復興交付金の効果促進事業について、更なる使途の柔軟化を図ること。
- (2) 震災の影響により人口減となった自治体においては、平成 27 年国勢調査人口を普通交付税の算定基礎とすることは財政への影響が甚大であることから、平成 22 年国勢調査人口を引き続き普通交付税算定基礎とする特例措置を設けること。  
また、被災地における普通交付税の合併算定替え適用期間について、「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」により延長が可能となる期間まで特例措置を延長すること。
- (3) 震災発生から時間が経過するにつれて、各支援自治体では職員等派遣が困難となる状況が見受けられることから、被災市町村への職員等派遣について必要な措置を講じること。
- (4) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
- (5) 東日本大震災特別家賃低減化事業については、建物管理開始から 10 年間とされているが、低所得者の生活の維持のため、更なる支援延長を講じること。  
また、6 年目以降は家賃補助が減少し入居者の負担割合が増えることから、6 年目以降も負担割合を据え置くこと。
- (6) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するとともに、償還免除要件として示されている無資力要件に生活保護受給者等も含めること。  
また、自治体個々の取組みには限界があるため、国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。
- (7) 市街地液状化対策事業については、期間延長するとともに、事業損失補償等も補助対象とすること。

(8) 社会資本整備総合交付金（復興枠）については、被災自治体の復旧・復興事業に支障を来たすことのないよう、十分な予算を確保し、適切に配分すること。

## 2. 被災者の生活再建支援等について

(1) プレハブ仮設住宅建設用地等の貸借期間の終了に伴う返還や災害公営住宅整備の進展等に伴うプレハブ仮設住宅団地の集約など、仮設住宅入居者の責めに帰さない事由により仮設住宅間の転居が生じる場合、必要かつ十分な財政措置を講じること。

(2) 他自治体からの避難者のみが残るプレハブ仮設住宅等に入居する被災者に対しては、借上げ民間賃貸住宅への転居を認めるよう運用を見直すこと。

(3) 災害公営住宅への入居資格がない低所得世帯に対し、財政支援を含め住宅確保支援のための対策を講じること。

(4) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、弾力的な学級編制ができるよう復興加配教員等の継続した配置を図るとともに、養護教諭や栄養教諭も含めた加配の充実を図ること。

(5) 生活再建に向けた各種支援施策を、被災自治体や被災者を支援する団体等が継続的、安定的に実施できるよう、「地域支え合い体制づくり事業」をはじめ、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。

(6) 介護保険制度について、被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、一層の財政措置を講じること。

(7) 被災者の生活再建を支援する介護保険の利用者負担等の減免措置について、国の責任において全額財政措置を講じるとともに、平成24年10月以降の都市自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。

(8) 国民健康保険制度等について、被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。

(9) 被災者の生活再建を支援する国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金等免除措置について、国の責任において全額財政支援措置を講じるとともに、平成24年10月以降の自治体負担分についても遡及して全額補填を実施すること。

(10) 被災者生活再建支援金について、被災地の実態にかんがみ、上限額や適用範囲

の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。

- (11) 農業相続人に課せられる農地等の相続税について、復興事業を早期に進めるため、一定の条件下で猶予される相続税の免除要件を緩和する措置を講じること。
- (12) 災害危険区域における移転促進区域内の土地等の譲渡に伴う所得があった第1号被保険者の介護保険料を減免した場合、その減免額について、平成 25 年度分から財政措置を講じること。

### 3. 地域産業の復興・再生について

- (1) 復興交付金については、被災地域の賑わいを取り戻し、地域の再活性化を図るための地域振興策に活用できるよう、制度を拡充すること。
- (2) 被災地の本格復興に向け、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効活用を図るため、被災地の実情に配慮し、期限が定められている特例の適用期間を延長すること。
- (3) 防災集団移転促進事業におけるすべての土地の買取りや土地購入後の活用等について、弾力的に運用するとともに、平成 28 年度以降も十分な予算額を確保すること。
- (4) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、雇用要件等について柔軟に対応するとともに、申請期間及び運用期間を延長すること。
- (5) 震災等対応雇用支援事業及び事業復興型雇用創出事業について、平成 28 年度以降も支援を継続するとともに、予算の拡充及び事業要件の緩和を図ること。
- (6) 被災地の労働力不足を解消するため、高齢者及び女性の雇用機会の拡充をはじめ、労働者受入れに向けた職業訓練、建設、介護及び水産関係の就職促進や教育訓練など、労働力確保対策を推進するとともに、財政支援措置を講じること。
- (7) 地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組み、新規就業者に係る研修等に対する制度の構築・拡充など、地元定着を図るための支援策を講じること。
- (8) 新たな企業誘致や雇用機会の維持・創出を図るため、被災者雇用開発助成金等の助成制度について、支給要件緩和や支給額の増額など、支援内容の充実を図ること。

さらに、従業員確保のための新たな住宅確保支援策や県域を越えた雇用確保対策など、被災地域内の企業への就労を促す新たな施策を講じること。

- (9) グループ補助金（中小企業組合等共同施設等災害復旧補助金）については、仮復旧や段階的な復旧事業についても補助対象とするなど柔軟に活用できる制度

とすること。

- (10) 東日本大震災被災地域において、復旧・復興対策が確実に実施されるよう必要な予算を確保するとともに、地域農業の再生や経営再開に向けた取組をより一層支援すること。

#### 4. 公共施設等の復旧支援について

- (1) 公立学校施設等の耐震化事業に対する国庫負担率の嵩上げ措置について、全国画一に終了するのではなく、被災地域の実情に応じて期間を延長すること。

また、I s 値 0.3 以上 0.7 未満の施設も地震による倒壊の危険性があることから、I s 値 0.3 未満の施設と同等となるよう I s 値要件の撤廃と補助単価の見直しを行うこと。

さらに、大規模改造事業における老朽化対策に係る補助率の引上げと補助制度の充実を図ること。

- (2) 被災した農業集落排水施設の撤去費用や滅失を行う施設に対する起債償還の免除など必要な財政措置を講じること。
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業における被災地特例については、平成 28 年度以降も継続するとともに、対象要件を拡充すること。
- (4) 被災地域の産業復興、安全・安心なまちづくりを推進するため、復興道路・復興支援道路等の道路網について、事業完了までの財源を確保したうえで、早期に整備すること。
- (5) 鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援措置を講じるとともに、鉄道復旧事業について財政措置を講じること。
- (6) 東日本大震災に係る地域産業の復興・再生を進めるため、鉄道の早期復旧が図られるよう、鉄道事業者に対する支援策を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。

また、鉄道復旧までの代替交通を確保するため、必要な支援策を講じること。

- (7) 湾口防波堤及び防潮堤等の海岸保全施設等の復旧・復興について、必要な財政措置を講じるとともに、早期復興を実現すること。
- (8) 大型船に対応した大水深の耐震強化岸壁を早期に整備するとともに、港湾背後への産業集積等、港湾機能を拡大すること。
- (9) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。